

みなさんのご意見をお聞かせください

たばこ喫煙に関する自治体の罰則条例と、

たばこ病のない社会をめざす：見解

『たばこ対策基本法(仮称)の設立を展望して』

2007年10月10日

たばこ病をなくす横浜裁判応援団

[はじめに]

最近、たばこ喫煙をめぐる論議は、県内の各自治体でも大きな論議を呼んでいます。

このほど、横浜市議会でも繁華街での「禁煙地域を作り、そこでの喫煙者への罰則を含む条例」が、論議されました。たばこ病をなくすための一歩前進とみて賛成した会派、市民を罰則で抑えるだけでは、たばこ病をなくす抜本策にならないと反対した会派と対応はさまざまです。しかし、条例に賛成した会派も、神奈川県議会では、たばこ病をなくす対策の一つでもある「たばこ自動販売機の設置規制などを求める陳情」には、反対しています。

私たち「たばこ病をなくす横浜裁判応援団」の討議の中でも、次のように意見は、さまざまです。

記

たばこを吸わない人を守るため、繁華街などに禁煙地域をつくり、市民を罰則で縛る条例を作ることとは、ある程度仕方ない。

受動喫煙の防止を義務づける「健康増進法」には、たばこの製造者・販売者への罰則を設けず、禁煙地域の喫煙だけに市民への罰則があるのは疑問だ。たばこ病をなくすことには、ならない。

現在ある未成年者喫煙防止法でも、販売者が購入者を視認できない自動販売機の設置には、罰則規定がある。この規定を厳密に適用したうえで、市民への罰則ならまだわかる。

みなさんは、どう考えますか。ぜひ、意見をお聞かせください。

私たちは、国家権力が罰則を武器に、国民の権利と自由を奪う非民主的な政治の方向には反対です。これまでも、言論表現の自由(憲法21条)や思想良心の自由(憲法19条)を、住居侵入罪や国家公務員法違反などを口実に、ピラをまいているだけの人を逮捕し訴追する事例を見てきました。

同時に、年間、114,200人もの国民の生命を奪うたばこ病を、一刻も早くなくすことも、きわめて重要です。2005年2月に発効したWHOたばこ規制枠組み条約(FCTC)は、たばこを「麻薬」とし、世界的に禁煙推進を急速に広げています。たばこの喫煙をめぐる状況が、劇的転換をしている今、「たばこについての見解」を発表し、市民的、国民的議論を巻き起こしたいと考えています。

喫煙者も、禁煙者も、非喫煙者もこぞって意見をお聞かせくださるよう期待します。

[たばこ病をめぐる現状]

市民的、国民的議論を行ううえで、若干の経過を説明します。

2005年1月19日、「たばこ病をなくす横浜裁判」が、提訴され、たばこ病そのものをなくすことを目的に裁判がすすんでいます。2007年7月18日の第13回口頭弁論をもって双方の主張は終わり、今後は本人尋問、証人尋問という新たな段階へ移っていきます。

裁判をとおして、たばこの性質が、嗜好品ではなく、いったん吸い始めればやめられないように仕組まれた依存性、健康に対する恐るべき有害・危険な性質を明らかにしました。この性質を知りながら、たばこの生産と販売を推し進めてきたたばこ業界と国の違法性、とくに、憲法や国際法にも違反するいくつもの重大な不作為の実態が明らかになってきました。

FCTC発効後、日本でも分煙(禁煙)が、健康増進法25条に定められ、公共の場所では、禁煙が当然になり、タクシーの禁煙率は、2005年3%程度の実施率から、2008年には50%を超えると予想されています。日本学術会議は「脱たばこ社会の実現分科会」を立ち上げその実現に向けて国民的議論を広げようとしています。

日本政府は、国民運動として提唱する「健康日本21」で、2010年までに未成年喫煙者をゼロにする目標を推進しています。未成年者が、たばこを自動販売機から購入するのが8割という調査結果がでています。この自販機の撤去、規制こそ必要と考えますが、政府は、撤去、規制ではなく問題の多い成人識別装置と[タスポ](プリペイドカード方式)で対応しています。これでは、2010年までに未成年喫煙者をゼロにすることは、困難と考えますが、いかがでしょう。

裁判の前進が切り開いてきた理論的成果を踏まえて、改めて「たばこ病をなくす横浜裁判」の応援団として見解をまとめてみました。

[喫煙とマナー]

製造・販売をするたばこ会社は、たばこ規制をマナーやモラルの問題だとして、受動喫煙防止・喫煙規制を罰則付きで法制化・条例化することには反対だとする見解を示しています。

これは、たばこは嗜好品だとする主張です。嗜好品であれば楽しむことを強制的に制限するのは自由の制限ということになります。日本では、かつて「受動喫煙で人が不快になるだけでなく、死亡を含むさまざまな疾病が発生する」という理解が進んでいませんでした。たばこ業界は、「健康を害する恐れがあるので吸いすぎに注意」程度で、本気で警告する意図はありませんでした。

最近、禁煙運動などの効果もあって、たばこの害については急速な社会的認識がすすんでいます。たばこの包装自体に「肺がんの原因のひとつ」などの表示がされるようになりました。これは、日本政府も賛成し満場一致採択された「FCTC」による取り決めの結果です。さらに、2006年4月から禁煙外来が健康保険適用となり、喫煙自体が依存症という病気と認定されたことは大きな画期をなすものです。

しかし、なお喫煙問題をマナー(モラル)の問題だとするたばこ会社のマナーキャンペーンは、大々的に展開されています。全国に62万台設置されている自動販売機については、FCTCで、その撤去

が大問題になったにもかかわらず、政府は、新たな設置規制や撤去の方針を出そうとしません。

現在ある未成年者喫煙防止法では、たばこを販売するには「年齢の確認」(第4条)が義務付けられ、違反したときは、「50万円以下の罰金」(第5条)となっています。そのため、自動販売機は、販売者が購入者を視認できるところに設置するよう義務付けています。製造者、販売者に、この法律を厳密に遵守させるだけでも、未成年者の購入を大きく規制することができますが、政府は、自販機の管理をたばこ会社に依存しているため、効果が上がっていません。

[喫煙の依存性の強さについての認識と対策が遅れている……自業自得論のわな]

日本では、なお男性の半分近くが喫煙しており、相変わらずの「たばこ大国」です。FCTC発効以前から、欧米・アジアの先進的取り組みを進めてきた国々は、さまざまな法律や条令を罰金・罰則つきで実施してきました。

それは、たばこの依存症は、生理的かつ精神の疾病であり、人間の認識能力まで鈍らせ「たばこの危険はわかるが自分は大丈夫」など非理性的態度を示し、自分の健康だけでなく家族の健康をも害しています。依存症喫煙者のこうした態度と光景こそ自業自得論の体験的根拠ですが、これこそ、たばこ会社の思う壺です。たばこ会社にとってこれほど都合のいいことはありません。

たばこの本質はニコチンでありその依存性の強さです。喫煙から脱し得ない3,000万国民(未成年者を含む)の存在はたばこの依存性がいかに強いものかを事実で示しています。

喫煙を止めることは、個人のマナーでコントロールできるものではなく医学的対処、社会的支援の仕組みが必要です。

日本学術会議が「脱タバコ社会の実現分科会」を設置して取り組みを進めていることは、たばこ対策が医学的問題を越えて、日本の科学者全体が取り組むべき社会的課題であると位置付け、同時に国民に呼びかけているものです。このことを、政府は重く受け止めるべきです。

[憲法と国際法に誠実な、国民の健康と生命を守るたばこ対策を]

たばこ業界は、執拗に喫煙を擁護し儲けを確保するために、マナーキャンペーンを張り、ポイ捨て禁止の動きに対抗して携帯灰皿の持参を呼びかけるなど、なお策動を続けています。マスコミを使ってたばこの有害性をあいまいにする「論文」を発表させ、一方では禁煙治療の健康保険適用に反対しています。たばこ規制の条例化の動きがあれば、それを会社ぐるみでつぶすための世論操作までやっています。

今年6月30日から7月6日までバンコクで行われたFCTCの締約国会議には142カ国の代表とNGOが参加し、600人という大きな国際会議となりました。そこでは主に受動喫煙防止(たばこ規制枠組み条約第8条)をテーマにした論議と経験交流が熱心に行われ、ガイドラインが策定されました。

日本政府は、今回も内容の骨抜きにかかりましたが厳しく反論され孤立し、結果として満場一致の決定になりました。

日本政府がたばこ産業を擁護するのは、年間2兆円を越える税収を国民の命や健康より上位に位置づけているからです。国内たばこ産業の独占をたばこ産業株式会社(JT)に認め、その株式の50%以上を政府・財務省が保有しています。

ガイドラインでは「法律を定めること、罰則をしっかりと課すことが必要」と確認されていますが、現在もJTの会長は、元大蔵省主計局長涌井洋治氏です。たばこ会社と国家機関が一体である実態をなくすことが国民と国際社会への責務です。受動喫煙防止・無煙社会の実現に向けて、国際的合意であるガイドラインに沿って日本でも早く法的整備・規制を実現することが政府と国会に課せられています。

[「脱たばこ社会を目指すたばこ対策基本法」を]

政府は、FCTCが採択された2003年5月、受動喫煙防止規定を含む「健康増進法」を制定しました。しかし、その第25条の受動喫煙防止規定には、罰則がありません。国民の側の努力義務だけを定めました。国民の生命と健康を軽視する内容です。政府は、FCTCの誠実な履行に向けた努力はせず、新たな予算・立法措置は必要ないと国会に説明しています(2004年3月衆議院外務委員会)。受動喫煙防止、喫煙対策が世界各国に著しい遅れをとっている、大きなしかも決定的な法的要因ではないでしょうか。

また、たばこの自動販売機の規制・撤去問題でもまじめに取り組もうとはせず、たばこ会社を擁護して、成人認識装置をつければ未成年者の喫煙防止はできるかのごとき立場にたっています。こうして国民の生命や健康よりも、たばこ会社の利益と税収を優先する逆立ち政策が執拗に維持されてきたことが、今回の締約国会議での惨めな孤立をもたらしたことはあきらかです。

喫煙に起因する疾病で失われる人命が日本で年間114,200人(WHO 2000年推計)に達すること、受動喫煙で年間3万人が死亡する(自殺者とほぼ同じ)といわれていること、現に数百万の規模でさまざまなたばこ病(肺がんをはじめ各種のがん、肺気腫などのCOPDなどなど)で苦しんでいる闘病中の国民がいることについて、国会でまともに議論されてこなかったことは、きわめて異状、遺憾かつ重大な問題です(交通事故、自殺、がん対策は国を挙げた取り組みとなっている)。

生命権、健康権は基本的人権行使の前提となるものでこれ以上優先されるべき権利はありません。

一日も早く、憲法と国際法に沿い国民の生命と健康を第一にした「脱たばこ社会を目指す対策基本法」(仮称)が必要ではないでしょうか。

たばこ問題に関して、喫煙者、禁煙者、非喫煙者を含む大きな討論を呼びかけます。みなさまのご意見、ご提案をお寄せください。

私たちは、「基本的政策要求(案)」「当面の具体的政策要求(案)」「実施のための予算財源対策(案)」などを検討しています。

【連絡先】 本多一公 方 「たばこ病をなくす横浜裁判応援団」
〒 220 - 0041 横浜市西区戸部本町15 - 14
電話 045 - 322 - 5737 FAX 045 - 322 - 5747

メール tabakobyounin@yahoo.co.jp